「容量市場メインオークション募集要綱 (対象実需給年度:2026年度)」 「容量確保契約約款」に関する意見募集 補足説明資料

2022年6月 電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、意見募集の対象ではありません。

ご意見をいただく際のご参考にしてください。



- 1. 今回の意見募集対象文書
- 2.「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所
- 3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

1.今回の意見募集対象文書

■ 今回の意見募集対象文書は「容量市場メインオークション募集要綱(対象実需給年度:2026年度)」と 「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書等		概要		公表状況
容市関文量場連書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場 メインオークション 募集要綱	 容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 (様式1)容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 (様式2)期待容量等算定諸元一覧 (様式3)発動指令電源のビジネスプラン申請書 	・2024年度向け:公表済 ・2025年度向け:公表済 ・2026年度向け:今回の 意見募集対象
		その他は順次発行予定	• 追加オークション募集要綱、特別オークション募集要綱、等	(今後公表予定)
	容量確保 契約書 ※1※3	契約書	• 容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	今回の意見募集対象
		容量確保契約約款		
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの 参加登録編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載	・ 2024年度向け:公表済 ・ 2025年度向け:公表済 ・2026年度向け:今後公表予定
		メインオークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	• メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	
		実需給前に実施すべき業務 (全般)編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載	・ 2024年度向け: 公表済 ・2025年度向け: 今後公表予定 ・2026年度向け: 今後公表予定
		電源等差替編	• 電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	• 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	• 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		その他は順次発行予定	追加オークションの参加登録編、追加オークション・容量確保契約編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量拠出金編、等	(今後公表予定)
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	• 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1:初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2:対象実需給年度毎に公表します ※3:対象実需給年度に依らず共通です

1.今回の意見募集対象文書

- 今回の意見募集対象となる「容量市場メインオークション募集要綱(対象実需給年度:2026年度)」と「容量確保契約約款」の案では、2022年度オークションに向けた検討 (※) の反映や記載の明確化等を行っています。
- (※) 容量市場の2021年度メインオークション (対象実需給年度: 2025年度) の結果を踏まえ、2022年度オークション (対象実需給年度: 2026年度) に向けた検討が、これまで容量市場の在り方等に関する検討会、および制度検討作業部会(国の審議会)において進められています。

(参考)2022年度メインオークションのスケジュール概要

説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。

2022年度 2023年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 パブコメ ▲容量市場メインオークション募集要綱公表 2022年7~8月(予定) 【募集要綱】 対応 ▲需要曲線公表 2022年7~8月(予定) 業務マニュアル ★業務マニュアル公表 2022年7~8月(予定) 【参加登録編】 業務マニュアル ^{【ブコメ}▲業務マニュアル公表 2022年9月(予定) 【応札・契約書の締結編】 事業者向けの説明等 電源等情報の登録 事業者情報の登録 2022年8月17日(水)~8月30日(火)(予定) 2022年8月4日(木)~8月10日(水)(予定) 電源等情報の登録支援 期待容量の登録

参加 登録

関連

文書

説明会

等

6月28日(火)~7月8日(金)(予定)



2022年9月20日(火)~10月4日(火)(予定)

メイン オーク ション

石炭火力電源の効率確認について▲

(WEBサイトのお知らせ)

2022年6月29日(水)(予定)

応札の受付

2022年11月1日(火)~11月15日(火)(予定)

▲約定結果の公表

2023年1月頃(予定)

応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録受付 2022年11月16日(水)~11月22日(火)(予定)

契約書 締結

容量確保契約書締結の手続

▲容量確保契約の 結果公表

2023年4月頃(予定)

約定結果の公表以降

その他 ▲アグリゲーター一覧の公表2022年7~8月(予定) ※6月中旬より公表情報に関する募集を開始する予定です。

▲調整係数の公表2022年7~8月(予定) ※発動指令電源の調整係数については参考値の公表となります。

2.「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所反映箇所一覧

2022年度オークションに向けた検討

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 発動指令電源の募集量等

- 募集量等の設定については、現行の4%から全体として5%に拡充する。 (メインオークション4%+追加オークション1%)
- ▶ 発動指令電源は、応札容量に調整係数を乗じた容量により約定処理を実施する。
- ▶ 調整係数の設定方法については、事後的に算定することとする。

第6章 落札電源および約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法(1)エ

なし

■ 経過措置の扱い

- ▶ オークションでの約定価格が、NetCONEの半分以下になった場合には、経過措置を適用しないこととする。
- ➤ 約定価格がNetCONEの半分を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONE の半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とする。

第7章 契約条件

2.容量確保契約金額の算出に関する経過措置(1)

附則(2021年7月1日) 第2条1.~4. および第3条①

■ 監視の対象について

- ▶「一定の基準」として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象とする。
- ▶「一定の基準」を設けたうえで、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW 未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象とする。

なし

■ 1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)の適用について

> 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。

第3章 募集概要

第5章 応札方法

1. 応札方法(13)

3.募集内容(5) エ、および(6) イ 第4章 参加登録

3.電源等情報の登録(3)

なし

■ ノンファーム型接続電源の参加について

▶ 基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は、参加可能とする。

第3章 募集概要 3.募集内容(5)カ(オ)

なし

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (1)発動指令電源の募集量等(1/5)

2022年度オークションに向けた検討

- ■発動指令電源の募集量等
 - 募集量等の設定については、現行の4%から全体として5%に拡充する。(メインオークション4%+追加オークション1%)
 - 発動指令電源は、応札容量に調整係数を乗じた容量により約定処理を実施する。
 - ▶ 調整係数の設定方法については、事後的に算定することとする。

募集要綱・約款への反映内容

- メインオークションにおける発動指令電源の応札上限容量、約定方法の表記を変更【募集要綱】
- 調整係数の公表時期について、メインオークションの約定結果公表日に公表することを記載【募集要綱】
- 発動指令電源の調整係数(参考値)については、2022年7月~8月(予定)にて公表することを 記載【募集要綱】

2.「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所

(1)発動指令電源の募集量等(2/5)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第3章 募集概要

【募集要綱】

<変更前>

【募集要綱】

<変更後>

- 1. 募集スケジュール
- (1) 募集スケジュールは以下のとおりです。 (略)



1. 募集スケジュール

- (1) 募集スケジュールは以下のとおりです。 (略)
 - ※2022年7~8月 (予定) に調整係数の公表 (発動指令電源 の調整係数 (参考値) を含む) を行います。

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (1)発動指令電源の募集量等(3/5)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第6章 落札電源および約定価格の決定方法

【募集要綱】

- 1. 落札電源の決定方法
- (1)以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源については、 メインオークションにおけ る調達上限容量を定め別途 公表いたします。

なお、発動指令電源の応 札容量の合計がメインオー クションにおける調達上限 容量を超過し、かつ当該調 達上限容量を超える点にお いて、同一価格の応札が複 数存在する場合は以下a~c の順で同一価格の応札の約 定処理を行います。

- a. エリア需要の3%を超 過していないエリア (※) は全て約定
- b. エリア需要の3%を超過しているエリア (※)は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配
- c. エリア内の約定、未約 定はランダムに決定
- ※市場分断が発生した場合 は、ブロック単位で 判断します。

<変更前>

【募集要綱】

<変更後>

- 1. 落札電源の決定方法
- (1)以下の手順にて落札電源を決定します。(略)
- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。

なお、発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後に決定(※)し、応札容量に調整係数を乗じた容量にて約 定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とし ます。

※発動指令電源の調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します

発動指令電源の調整係数は、発動指令電源のメインオークションにおける応札容量と追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加え、以下①~③の順で応札の受付期間後に算定を行います。

- ①全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から発動指令電源の調整係数反映前の応札容量を確認します(※1、※2)
- ②各エリアの発動指令電源の調整係数反映前の応札容量に追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加えたものを各エリアの応札容量とします
- ③各エリアの応札容量から発動指令電源の調整係数を算定します(※3)
 - ※1 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量 を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下a、bの順で同一価格の調整係数反映前の応札 容量を確認します。
 - a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て対象とする
 - <u>b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ容量を分配する</u>
 - ※2 発動指令電源の全国の応札容量が応札上限容量以下、かつ全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点に発動指令 電源の同一価格の応札が複数ある場合は、その同一価格の応札すべてを含めます
 - ※3 調整係数を算定した後に、市場が分断され、追加・減少処理を行った場合においても調整係数の再算定は行い ません

発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。

発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける<u>応札</u>上限容量を超過し、かつ当該<u>応札</u>上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下a、bの順で同一価格の応札の約定処理を行います。

- a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とする
- b. エリア需要の<u>4</u>%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な 容量を分配<u>し、当該エリアの同一価格の応札の落札電源を落札可能な容量に基づいてランダムに決定する</u>

2.「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所

41

(1)発動指令電源の募集量等(4/5)

第64回制度検討 作業部会資料より

発動指令電源の募集量等について(調整係数の設定方法)

● 現行の募集量から増加させる場合には、調整係数の設定方法についても検討が必要と なるが、容量市場の在り方等に関する検討会における検討を踏まえると、以下の案が考 えられる。

案 a: 想定導入量の上限を5%と設定**1し、調整係数を事前に公表する

案 b:想定導入量の F限を 5 %と設定※2し、調整係数は事後的に算定する

案 c:上限を設定せず※2、調整係数は事後的に算定する

※1 設定方法は、メインオークションでの導入量は4%とし(F限に達しなかった場合には他の電 源区分の電源を調達)、追加オークションでは1%を上限として確保する。

※2 追加オークションの導入量を1%と設定した上で、メインオークションの全国市場での導入量 に1%を加えた調整係数を用いる方法が考えられる。例えば、メインオークションの導入量が 3.6%の場合、4.6% (3.6% + 1%) の調整係数を算定する。

● 調整係数を事前に設定する場合には、想定導入量を下回る場合に過度な調整係数が 設定されることも想定される。そのため、想定導入量の上限を5%とした上で、調整係数 は事後的に算定すること(案2、案b)としてはどうか。

(参考) 発動指令電源の募集量について

2022年2月 第61回制度検討作業部会

- 第2回メインオークションの約定結果においては、発動指令電源の調達量上限である H3需要の3%(475万kW)を超過する566万kWの応札があった。
- 今後、再生可能エネルギーが更に増加していき、発動指令電源として期待されるDRを 含めたアグリゲータの組成や市場参入が期待される中で、更なる市場参加者の拡大を促 すことが望ましいと考えられるが、DRの促進と供給信頼度のバランスについて、以下の点 も踏まえて検討する必要がある。
 - ① 調整係数の在り方 一定の募集量を超える場合には、供給信頼度を確保する観点からは調整係数の 設定が必要。
 - ② 想定導入量 調整係数を事前に決定する場合は、導入量も事前に想定する必要
 - ③ 発動指令電源の能力 実効性テストや実需給の運用を迎えていない状況で、募集量を増加させるべきか。
 - ④ 追加オークションにおける調達 メインオークションと追加オークションの配分、追加オークションの実施の在り方をどのよ うに考えるか。
 - ⑤ 同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理 同一価格の応札で調達量上限を超えた場合の約定処理について。

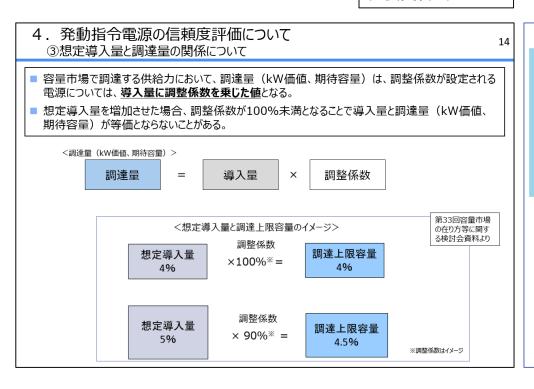
оссто

10

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (1)発動指令電源の募集量等(5/5)

第37回容量市場の 在り方等に関する検 討会資料より

第65回制度検討作業部会資料より



発動指令電源の募集量等について(調整係数の公表)

- 前回の本作業部会では、発動指令電源の導入量全体の上限を5%に拡充し、調整係数については、事後的に算定する案について概ねご賛同いただくご意見をいただいた。
- 一方で、調整係数については、事前に目安を示すことで予見性が高まるのではないかといったご意見をいただいた。
- そのため、調整係数については、各エリアで発動指令電源が、5%が導入された場合の数値について、事前に参考として公表することとしてはどうか。
- なお、各エリアの導入量は5%となるとは限らないため、公表する数値はあくまで参考という位置づけになることに留意が必要である。

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(1/9)

2022年度オークションに向けた検討

■経過措置の扱い

▶ オークションでの約定価格が、NetCONEの半分以下になった場合には、経過措置を適用しないこととする。

(エリアプライスがNetCONEの半分以下の場合には、そのエリアで約定した電源等は経過措置を適用しない対象となるが、約定価格がマルチプライスの場合には、その約定価格に応じて適用するか判断される。)

▶ 約定価格がNetCONEの半分を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とする。

募集要綱・約款への反映内容

- メインオークションの約定価格がNetCONEの半分以下になった場合は、「電源等の経過年数に応じた控除」、「入札内容に応じた控除」の両方を控除適用対象外とすることを記載【募集要綱・約款】
- 約定価格がNetCONEの半分を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での 受取額以下となる場合には、経過措置による控除額を調整することを記載【募集要綱・約款】



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(2/9)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第7章 契約条件

【募集要綱】

<変更前>

- 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置
- (1) 安定電源および変動電源(単独)に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。
- ア 2010年度末までに建設された電源 (略)
- イ メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札 内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源 (略)

【募集要綱】

<変更後>

- 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置
- (1) 安定電源および変動電源(単独)に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。
- ア 2010年度末までに建設された電源 (略)
- イ メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札 内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源 (略)

ただし、メインオークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%以下となった場合は、上記アおよびイの経過措置による控除を行わないものとします。

また、メインオークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%(※)を超えており、かつ上記アおよびイの経過措置を適用した際に、同指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が同指標価格の50%の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。

※(同指標価格の50%)の値にて円未満を切り捨て

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(3/9)

募集要綱・約款での記載

【約款】附則(2021年7月1日)

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

対象実需給期間が2025年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源(単独)の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、またはメインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

対象実需給期間が2025年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源(単独)の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、または各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(4/9)

募集要綱・約款での記載

【約款】附則(2021年7月1日)

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、メインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

=契約単価^{※1} × 契約容量 × (1-経過措置控除係数) ^{※2}

経過措置控除係数

=電源等の経過年数に応じた控除額係数 ×入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数

= (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

※1:メインオークションと調達オークションの約定価格を

落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算

定したもの

※2:容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除

額の算定で円未満を切り捨て

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいてメインオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき、メインオークションと調達オークションのそれぞれにおいて算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※

=<u>個々の電源の約定価格</u> × 契約容量

× (1-経過措置控除係数) ※2

経過措置控除係数

=電源等の経過年数に応じた控除額係数

×入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数

= (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

※1:メインオークションと調達オークションの約定価格を 落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定し たもの (削除)

※2:容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除

額の算定で円未満を切り捨て



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(5/9)

募集要綱・約款での記載

【約款】附則(2021年7月1日)

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。 なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数 に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

実需給期間が2025年度 ・・・ 7.5% 実需給期間が2026年度 ・・・ 6.0% 実需給期間が2027年度 ・・・ 4.5%

実需給期間が2028年度 ・・・ 3.0%

実需給期間が2029年度 ・・・ 1.5%

3. 入札内容に応じた控除額係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

実需給期間が2025年度 ・・・ 82.0%

実需給期間が2026年度 ・・・ 85.6%

実需給期間が2027年度 ・・・ 89.2%

実需給期間が2028年度 ・・・ 92.8%

実需給期間が2029年度 ・・・ 96.4%

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。 なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数 に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。 なお、対象実需給期間が2026年度以降については、個々の 電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下と なった場合は、当該電源の電源等の経過年数に応じた控除 率は0%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を 切り捨て

(略)

3. 入札内容に応じた控除額係数は以下の通りとします。なお、 いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額 の対象でない電源の場合は100%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降については、個々の 電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下と なった場合は、当該電源の入札内容に応じた控除額係数は 100%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を 切り捨て

(略)

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(6/9)

募集要綱・約款での記載

【約款】附則(2021年7月1日)

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

- = 契約単価^{※1} × 契約容量
- 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※2
- -第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※3

※1: (略)

※2:容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除

額の算定で円未満を切り捨て

※3: (略)

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

- = 契約単価※1 × 契約容量
 - −容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}
 - -第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

※1:(略)

※2:容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除

類の算定で円未満を切り捨て(削除)

※2: (略)

なお、対象実需給期間が2026年度以降の容量確保契約金額の 算出に関する経過措置における控除額については、個々の電 源の約定価格に経過措置を適用することによりオークション の指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読 み替えます。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

<u>≥ { (個々の電源の約定価格−オークションの指標価格の50%*1)</u> ×契約容量} の場合

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※2

- = (個々の電源の約定価格-オークションの指標価格の50%**1) ×契約容量
 - ※1: (オークションの指標価格の50%) の値にて円未満を 切り捨て
 - ※2: 負値となる場合は零とします



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(7/9)

募集要綱・約款での記載

【約款】附則(2021年7月1日)

【約款】

<変更前>

第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ (略)

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ(略)
- i 追加設備量を利用する場合

契約単価 × (契約容量 × 経過措置控除係数)

× 0.3%/日 × 調整不調の日数

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価 × (契約容量 × 経過措置控除係数)

× 0.6%/日 × 調整不調の日数

※1: (略)

※2:メインオークションと調達オークションの約定価格

を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り

捨てして算定したもの

※3: (略)※4: (略)

【約款】

<変更後>

第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ (略)

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ (略)
- i 追加設備量を利用する場合

(契約単価×契約容量<u>-容量確保契約金額の算出に関する</u> 経過措置における控除額)

× 0.3%/日 × 調整不調の日数

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

(契約単価×契約容量<u>-容量確保契約金額の算出に関する</u> 経過措置における控除額)

× 0.6%/日 × 調整不調の日数

※1: (略)

※2:メインオークションと調達オークションの個々の電

源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満

の端数は切り捨てして算定したもの

※3: (略)※4: (略)



電力広域的運営推進機関

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(8/9)

第64回制度検討作業部会資料より

経過措置の扱いについて

- 経過措置については、小売事業環境の激変緩和の観点から導入された。また、初回のメインオークションを踏まえて、経過措置の見直しが行われ、第2回のメインオークションが行われた。
- 一方で、第2回のメインオークションにおける約定価格は、初回のメインオークションと比較して低下しており、約定価格が低い水準となった場合にも経過措置を適用することは、過度に電源の収益を毀損するといったご意見もいただいている。
- ● 第2回メインオークションにおいて、入札行動に与えた影響を考慮することは困難であるが、初回オークションを踏まえた見直しにおいて、追加オークションへの調達量の一部先送りによって約定価格を引き下げる効果があったとも考えられる。
- 第2回メインオークションにおいて、全国の約定処理の段階における価格は4,573円/kW。メインオークションの供給曲線に織り込まれた2%(追加オークションで調達を予定している供給力)がなかった場合の全国の約定処理の段階における価格は5,824円/kWである。

<2021年度実施容量市場メインオークションの供給曲線(スムージング処理後)>

供給曲線が同じと仮定すると、2%分がなかった場合、供給曲線が左にスライドすることで、需要曲線と供給曲線の交点は1,251円/kW高い価格となる。



経過措置の扱いについて

- 初回オークションを踏まえた見直しにおいては、約定価格を引き下げる効果があると考えられる見直し も踏まえた上で、減額規模の検討を行ってきた。その中で、約定価格が低い水準となった場合には、 経過措置を適用しないといった対応も検討することとしていた。
- 第2回メインオークションの結果では、調達量を2%減少させる見直しにより、価格低下の影響が21%程度あったとも考えられるが、さらに経過措置により約20%の減額が行われた。
- 約定価格が低い水準の場合にも経過措置を適用するかどうかについては、小売事業環境の激変緩和の観点と発電事業者の事業の予見性の観点とのバランスを考慮すべきと考えられ、約定価格が一定の価格以下となる場合には経過措置を適用しない対応も考えられる。
- そのため、約定価格がNetCONEの半分以下になった場合*には経過措置を適用しないこととしてはどうか。



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(9/9)

第65回制度検討作業部会資料より

経過措置について

- 前回の本作業部会では、約定価格がNetCONEの半分以下になった場合には経過措置を適用しない 案についてご議論いただいた。
- 概ね事務局案の方向性にご賛同いただくご意見をいただいた一方、NetCONEの半分近傍では受取額が逆転することについてご指摘をいただいた。
- 例えば、NetCONEの半分より約定価格が高かった場合には経過措置が適用されるが、NetCONEの半分以下で約定し、経過措置が適用されない場合よりも、事業者の受取金額が小さくなることがある。
- そのため、約定価格がNetCONEの半分を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とすることとしてはどうか。

【受取額のイメージ】

経過措置には、以下の二つがあり、①のみ適用される場合、 ②のみ適用される場合、①②の両方が適用される場合がある ため、図はそのうちの一つのイメージを示したものである。

①電源等の経過年数に応じた減額

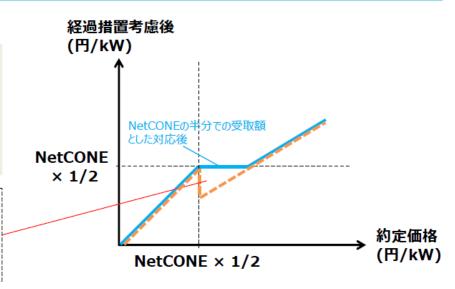
(実需給2026年度向け:6%)

②入札内容に応じた減額

(実需給2026年度向け:14.4%)

例えば、①②の両方が適用される場合については、約定 価格が約4,700円/kWから約5,800円/kW*の間で受 取額が逆転する。

※ NetCONEを9,372円/kW(2025年度向けメイン オークションの値)とした場合の試算



[※] エリアプライスがNetCONEの半分以下の場合には、そのエリアで約定した電源等は経過措置を適用しない対象となるが、約定価格がマルチプライスの場合には、その約定価格に応じて適用するか判断される。
※ NetCONEの50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨てる。

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (3) 監視の対象について(1/3)

2022年度オークションに向けた検討

- 監視の対象について
 - ▶ 「一定の基準」として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象とする。
 - ▶「一定の基準」を設けたうえで、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW未満の発電 規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象とする。

募集要綱・約款への反映内容

■ 監視対象となる「市場支配力を有する事業者」の定義について、500万kW以上の発電規模を有する 事業者と記載している箇所に、ただし書きで500万kW未満の発電規模の事業者であっても、前年度 のメインオークションの結果等をもとに監視の対象となる場合がある旨を記載【募集要綱】



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (3) 監視の対象について(2/3)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第5章 応札方法

【募集要綱】

<変更前>

1. 応札方法

(13)容量市場において市場支配力を有する事業者(※1)が、事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格(※2)を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定し、その事実関係を確認したうえで、取り消しの対象にあたると判断した場合は、当該事実等が参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取り消します。

※1: 実需給年度が2025年度の容量オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。

※2:前年度のメインオークションにおける指標価格と する。

【募集要綱】

<変更後>

1. 応札方法

(13)容量市場において市場支配力を有する事業者(※1)が、 事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格(※2)を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定(※3)し、その事実関係を確認したうえで、取り消しの対象にあたると判断した場合は、当該事実等が参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取り消します。

※1: 実需給年度が2026年度の容量オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。

※2:前年度のメインオークションにおける指標価格と する。

※3:500万kW未満の発電規模の事業者であっても、前 年度のメインオークションの結果等をもとに市場 支配力を有する事業者と判断し、監視の対象とす る場合もあります。



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (3) 監視の対象について(3/3)

第64回制度検討 作業部会資料より

監視の対象について

- 監視の対象について、前年度の入札結果に基づく PSI 評価によって、市場支配力を有する事業者の判定を行うことと整理されていた。
- 2024年度、2025年度のオークション結果において、落札しなかった電源等の期待容量は、それぞれ、433万kWと1,191万kWであり、PSI評価を用いると、この容量を超える電源等を保有する事業者が市場支配力を有する事業者になると考えられる。
- 一方で、前年度の実績で判断することとした場合には、落札しなかった電源等の容量に応じて、監視の対象が大きく変動することになり、実際のオークション結果において、市場支配力を有すると判断される事業者が監視対象とならない可能性がある。
- そのため、一定の基準として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象 とすることとしてはどうか。
- なお、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象にすることを検討することとしてはどうか。

(参考) 市場支配的事業者の定義について

2021年3月 第47回制度検討作業部会

(0) 市場支配的事業者

- 市場支配的事業者については、前年度の入札結果に基づく PSI 評価によって、市場支配的事業者の判定を行うことと整理されていた。
- PSI評価の詳細が未整理な中で、来年度のオークションに向けては、容量市場の制度の 全体的な見直しが進められており、PSI評価の方法そのものにも影響するような見直しも 考えられる。
- そのため、来年度オークションにおいても、初回オークションと同様に市場支配的事業者を 判断することとしてはどうか。
 - *500万kW以上の発電規模を有する事業者が該当

65

- - (4) 1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)(1/5)

2022年度オークションに向けた検討

- 1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)の適用について
 - ▶ 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひつ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。

募集要綱・約款への反映内容

■「第3章3.募集内容」、「第4章3.電源等情報の登録」に、1地点複数応札の内容を記載【募集要綱】

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (4) 1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)(2/5)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第3章 募集概要

【募集要綱】

<変更前>

- 3. 募集内容
- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- エ 1計量単位内(※)に複数の号機(ユニット)が存在した それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。
 - ※「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給 約款に基づく計量器等(ただし、分社した旧一般電気 事業者の発電所に設置された電気計器について計量法 の適用を除外する特例措置の対象となっている場合は この限りでない)が取り付けられた受電または供給地 点毎を指します。

【募集要綱】

<変更後>

- 3. 募集内容
- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- エ 1計量単位内(※)に複数の号機(ユニット)が存在し、 それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合 は、いずれか一つの区分を選択してください。
 - ※「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給 約款に基づく計量器等(ただし、分社した旧一般電気 事業者の発電所に設置された電気計器について計量法 の適用を除外する特例措置の対象となっている場合は この限りでない)が取り付けられた受電または供給地 点毎を指します。
 - ※ただし安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひつ迫時に当該契約容量を超えて 発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (4) 1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)(3/5)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第3章 募集概要

【募集要綱】

<変更前>

- 3. 募集内容
- (6) 応札単位
- イ 変動電源 (アグリゲート) の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

【募集要綱】

<変更後>

- 3. 募集内容
- (6) 応札単位
- イ 変動電源 (アグリゲート) の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

また、安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひつ迫時に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても電源等リストに登録可能です。

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (4) 1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)(4/5)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第4章 参加登録

【募集要綱】

<変更前>

- 3. 電源等情報の登録
- (3) 1計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。

【募集要綱】

<変更後>

- 3. 電源等情報の登録
- (3) 1計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。

ただし、1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1ソースとして電源等リストに登録する電源については、それ ぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。

なお、1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リ ソースとして電源等リストに登録申込された電源については、 安定電源または発動指令電源として当該電源の電源等情報の 登録を行う容量提供事業者に対して、本機関が当該電源の発 電実績等の提出を求める場合があります。



26

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (4) 1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)(5/5)

2021年11月 第34回容量市場

24

第62回制度検討作業部会資料より

1地点複数応札を可能とする場合の考え方

- 1地点で複数応札した場合において、約定した電源等がそれぞれ提供した供給力をどのように確認するかが課題となるが、一定の評価が可能な組み合せとして、まずは、安定電源と発動指令電源の組合せについて検討が行われた。
- 安定電源と発動指令電源の組合せにおいては、それぞれ1つずつとなる2つの応札の場合、安定電源が契約容量まで供給力を提供してもなお需給ひつ迫となる場合に、発動指令電源の供給力が提供される位置づけと考えると、安定電源の契約分を先取りすることとし、発動指令電源のベースラインを安定電源の契約容量値とすることで、一定の評価を行うことができると整理が行われた。

の在り方等に関する検討会 2. 1地点複数応札の考え方の方向性 2. 1地点複数応札の考え方の方向性 ③1地点複数応札が可能なパターン ④1地点複数応札(安定電源-発動指令電源)のアセスメント方法 安定電源-発動指令電源の組合せで、それぞれ1つずつとなる2つの応札の場合は、安定電源が契 計量値を複数の応札に分けることを考えた場合、安定電源一発動指令電源の組合せは、需給ひっ 約容量まで供給力を提供してもなお需給ひっ迫となる場合に、発動指令電源の供給力が提供される <u>迫時には、双方ともに供給力を提供し実績値でアセスメント</u>することから、供給力が提供されたこと 位置づけと考えると、安定電源の契約分を先取りすることとし、発動指令電源のベースラインを安定 について一定の評価が可能と考えられるのではないか。 電源の契約容量値とすることで、一定の評価を行うことができると考えることが可能ではないか。 一方で、変動電源は、自然影響等により出力変動するため、組合せた場合に合理的な実績値評 要がないため、付け替えなどの恣意的な配分を排除できないこととなる。 まずは、安定電源一発動指令電源の組合せについて検討を深めてはどうか。 安定電源 電源契約分から先取りし、 残った分を安定電源の契約 安定電道 安計中源 分割した発電計画のプロラタ 約分に事業者により振り名 变動電源 O発電計画が分割されてい 公女上報館の契約日産を発 動能令電源のベースライン したとき、安定電源が契 的容量まで発電する必要 がなかった場合(調整力 による出力減、JEPXへの 未約ま、供給指示未免令 第1には、発酵にの発酵 × 発動信で重談が重談を 入下の1リソースであった場合、個々のリソースは供給 力評価していないため、現 状では、先取りする容量が 分からない ·自家発(安定)+DR ントが不可 具体例 ×ベナルティの多寡により、計 電計画のプロラタ順位を 意に変更することが可能 ×発動指令電源の契約回 を先取のした場合、平常 において、安定電源の評 価が常に小さくなる ペナルティの多寡による恣 意性が働かない Oペナルティの多寡による恋 意性が働かない

1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)の適用について

- 容量市場の在り方等に関する検討会における議論も踏まえて、「安定電源」と「発動指令電源」の組合せにおいて、1地点複数応札を可能とすることとしてはどうか。
- また、可能な範囲で早く始めるのが望ましいと考えられるが、容量市場では、募集要綱や 約款等をあらかじめ公表した上でオークションを実施することを踏まえると、その後に生じた 制度変更等の適用は限定的であるべきと考えられる。
- そのため、事業者間の公平性と周知期間等を考慮した上で、適用の時期を検討すること としてはどうか。
- また、必要に応じて、今回の整理について検証ができるように、例えば、本件の対象となるような電源等の登録を行う際に、詳細な情報を提出いただくこととしてはどうか。

ОССТО

2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (5) ノンファーム型接続電源(1/3)

2022年度オークションに向けた検討

- ノンファーム型接続電源の参加について
 - ▶ 基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は、参加可能とする。

募集要綱・約款への反映内容

■「第3章3.募集内容」に、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源の参加について記載 【募集要綱】



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (5) ノンファーム型接続電源(2/3)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】第3章 募集概要

【募集要綱】

<変更前>

3. 募集内容

- (5)カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。 (該当する場合、電源等情報の登録は不可) (略)
 - (オ) 試行ノンファーム型接続適用電源

【募集要綱】

<変更後>

- 3. 募集内容
- (5)カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。 (該当する場合、電源等情報の登録は不可) (略)
 - (オ) 試行ノンファーム型接続適用電源 ただし、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は登録可能です。



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (5) ノンファーム型接続電源(3/3)

第62回制度検討作業部会資料より

系統利用ルールの見直しに伴う容量市場への影響について

- 2022年末頃に基幹系統で再給電方式(調整電源の活用)の開始が予定され、原 則ファーム型接続・ノンファーム型接続という電源の扱いに関わらず、実需給断面で S+3Eを踏まえながらメリットオーダーに基づき混雑処理が実施される。
- 第58回 広域系統整備委員会(2022年1月26日)においては、2026年度における基幹系統の混雑見通しの評価を行った結果が示され、当面(2026年度程度まで)の基幹系統の混雑見通しは、東京エリアの一部系統において混雑が発生する可能性があるものの、全系の予備力確保に与える影響は小さく、また、そのような場合であっても需給ひつ迫時などの非常時における供給力活用は問題ない見込みである。
- そのため、2022年度メインオークション(実需給2026年度)においては、基幹系統で ノンファーム型接続が適用される電源について、容量市場に参加できることとしてはどうか。
 - ※2027年度以降の対応については、今後の基幹系統の混雑見通しを踏まえながら、影響評価や扱いについて整理を行っていく。
- なお、2022年度末頃から適用開始を予定しているローカル系統のノンファーム型接続については、運用等の詳細が検討されていく見込みであり、今後、それらの検討状況を踏まえ別途整理を行う必要がある。

■「容量確保契約約款」の案については、「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所に加えて、 記載内容の明確化や募集要綱と整合を取るための変更を行っています。2021年7月に施行したもの からの変更箇所は次ページ以降のとおりです。

約款での記載

【約款】第7条 容量確保契約金額の算定

【約款】

<変更前>

1.

容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

- =契約単価^{※1} × 契約容量
 - 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される 経済的ペナルティ^{※2}

※1:契約単価:メインオークションと調達オークションの約定

価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨

てして算定したもの

※2: (略)

【約款】

<変更後>

l .

容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

- =契約単価※1 × 契約容量
 - 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される 経済的ペナルティ^{※2}

※1:メインオークションと調達オークションの個々の電源の

約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切

り捨てして算定したもの

※2: (略)



約款での記載

【約款】 第7条 容量確保契約金額の算定

【約款】

<変更前>

【約款】

<変更後>

4.

前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量(HHV: Higher Heating Value)・発電端において42%以上であることを確認できない電源(以下、「非効率石炭火力電源」という)の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。



前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時または設備改造時の設計効率が高位発熱量(HHV: Higher Heating Value)・発電端において42%以上であることを確認できない電源(以下、「非効率石炭火力電源」という)の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

約款での記載

【約款】第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

【約款】

<変更前>

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に 返金を行います。

- ①調達オークションが開催されなかった場合 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
- ②調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格以下となった場合 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
- ③調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格が、メインオークションの約定価格×105%未満となった場合 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額 -市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの約定価格
 - メインオークションの約定価格)

【約款】

<変更後>



2.

前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に 返金を行います。

- ①<u>各エリアにおいて、</u>調達オークションが開催されなかった場合 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
- ②<u>各エリアにおいて、</u>調達オークションが開催され、調達オークションの<u>当該エリアの</u>約定価格がメインオークションの<u>当該エリアの</u>約定価格以下となった場合 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
- ③<u>各エリアにおいて、</u>調達オークションが開催され、調達オークションの<u>当該エリアの</u>約定価格が、メインオークションの<u>当該エリアの</u>約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

- -市場退出した電源等の容量
 - ×(調達オークションの当該エリアの約定価格
 - メインオークションの当該エリアの約定価格)

約款での記載

【約款】第14条 実需給期間前のリクワイアメント

【約款】

<変更前>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実 需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないもの とします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、 属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締 結していること

【約款】

<変更後>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実 需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないもの とします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、 属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締 結していること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします

約款での記載

【約款】第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

【約款】

<変更前>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ (略)
 - ※2:メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

【約款】

<変更後>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ (略)

※2:メインオークションと調達オークションの個々の 電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円 未満の端数は切り捨てして算定したもの



約款での記載

【約款】第18条 実需給期間中のアセスメント

【約款】

<変更前>

1. (略)

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(4) 稼働抑制

(略)

·年間設備利用率^{※1} = {計量値(送電端)^{※2}

- 需給ひつ迫時の計量値(送電端) ※2, ※3}

÷ (契約容量¾4×8,760時間¾5)

※1:%表記で小数点以下を切り上げ

※2:1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源 以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計 量値(発電端)に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値(送電

端)相当を算定します

※3:前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された

コマの発電量が対象

※4:1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源 以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設 備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定し

ます

※5:対象実需給年度が:対象実需給年度が366日日となる場合は8,784時間と

します

【約款】

<変更後>

1. (略)

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。 ①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(4) 稼働抑制

(略)

・年間設備利用率^{※1} = {計量値(送電端)^{※2, ※3, ※4}

ー需給ひっ迫時の計量値(送電端) **2, **3, ****4**, ******5}

÷ (契約容量^{*6}×8,760時間^{*7}) *8

※1:%表記で小数点以下を切り上げ

※2:1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源 以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計 量値(発電端)に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値(送電

端)相当を算定します

※3:契約容量と各月のアセスメント対象容量が異なる場合は、アセスメント 対象容量に応じた補正により計量値(送電端)相当を算定します

※4:部分差替(容量確保契約容量の一部容量を差替えること)を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値(送電端)相当を算定します

※5:前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された

コマの発電量が対象

※6:1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源 以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設 備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定し ます

※7:対象実需給年度が:対象実需給年度が366日日となる場合は8,784時間と

します

※8:電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、本機関が別途定

める容量市場業務マニュアルに従うものとします



電力広域的運営推進機関

約款での記載

【約款】第18条 実需給期間中のアセスメント

【約款】

<変更前>

容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績およ び本機 関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必 要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行 います。

(略)

- ③電源等の区分が発動指令電源の場合
 - (1) 発動指令への対応

- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率 $^{*1} = 1$ コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績※2 = ベースライン 計量値
- ・発電の発動実績^{※2} = 計量値 ベースライン
- ・発動実績※3 = 需要抑制の発動実績の総和

+ 発電の発動実績の総和

- ・コマごとのリクワイアメント未達成量
 - = アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率
- ※1:負値となる場合は零とします
- ※2:需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登 録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それ が負値となる場合でも負値として扱います(別紙「ベースライ ンの算定方法」によります)
- ※3:個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送

電端換算値で算定します

【約款】

<変更後>



容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績およ び本機 関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必 要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行 います。

(略)

- ③電源等の区分が発動指令電源の場合
 - (1) 発動指令への対応

- コマごとの達成率^{※1} = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率 1 = 1 コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績^{※2, №3} = ベースライン 計量値
- ・発電の発動実績※2 = 計量値 ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和<a>※3

+ 発電の発動実績の総和

・コマごとのリクワイアメント未達成量

= アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率

※1:負値となる場合は零とします

※2:需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登 録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それ が負値となる場合でも負値として扱います(別紙「ベースライ ンの算定方法」によります)

※3:個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送

電端換算値で算定します

約款での記載

【約款】第22条 容量確保契約金額の精算

【約款】

<変更前>

容量確保契約金額の精算にあたっては、以下の手続きによります。

(略)

⑤第2号の異議が無い場合または前号の手続きが完了した場合、 第8条に示す期日までに、第21条に基づき金員の移動を行い ます

【約款】

<変更後>

容量確保契約金額の精算にあたっては、以下の手続きによります。

(略)

⑤第2号の異議が無い場合または前号の手続きが完了した場合、 第8条に示す期日までに、第21条に基づき金員の移動を行い ます

なお、第8条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき 金員の移動を行います



約款での記載

【約款】第25条 契約の変更

【約款】

<変更前>

- 1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約書に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。
 - ① 追加オークションに応札した電源等が落札された場合
 - ② リリースオークションにより契約容量の全部または一部を 売却した場合
 - ③ 契約電源が第 12条に示す市場退出をした場合
 - ④ 第 11条に示す電源等差替を実施した場合
 - ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
 - ⑥ 電源等リストおよび小規模変動電源リストの確定時または 変更時
 - ⑦ 容量提供事業者の事業者情報または電源等情報の内容が変 更となる場合
 - ® 第26条に基づく権利および契約上の地位の譲渡がなされた 場合
- 2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
- 3. 第1項の本契約の変更は、本機関の変更契約書の承認をもって成立するものといたします。

【約款】

<変更後>



- 1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約書に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。
 - ① 追加オークションに応札した電源等が落札された場合
 - ② リリースオークションにより契約容量の全部または一部を売却した場合
 - ③ 契約電源が第 12条に示す市場退出をした場合
 - ④ 第 11条に示す電源等差替を実施した場合
 - ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量 を下回った場合
 - ⑥ 電源等リストおよび小規模変動電源リストの確定時または 変更時(削除)
 - ⑦ 容量提供事業者の事業者情報または電源等情報の内容が変 更となる場合(削除)
 - ⑥ 第26条に基づく権利<u>義務</u>および契約上の地位の譲渡がなさ れた場合

(7)その他、本機関が変更を必要と判断した場合

- 2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
- 3. 第1項の本契約の変更は、本機関の<u>容量確保契約</u>の承認を もって成立するものといたします。

約款での記載

【約款】第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡

【約款】

<変更前>

【約款】

<変更後>

(略)

2. 容量提供事業者は、本機関の同意を得て、本契約上の地位等 を譲渡または承継する場合であっても、譲渡または承継の時 点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務は、 譲渡または承継できないものとします。

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所 あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容 量提供事業者の間で協議するものとします。



(略)

2. 容量提供事業者は、<u>本契約上の地位等を譲渡または承継する場合、譲渡または承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。</u>

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所 あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容 量提供事業者の間で協議するものとします。

約款での記載

【約款】第29条 守秘義務

【約款】

<変更前>

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報(以下、総称して「秘密情報」という)について、相手方の同意なくして、第三者(親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く)に開示してはならないものとします。

(略)

⑤法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの、または電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したもの。

なお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲 となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示 する情報を相手方に通知するものとします

【約款】

<変更後>

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報(以下、総称して「秘密情報」という)について、相手方の同意なくして、第三者(親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く)に開示してはならないものとします。

(略)

⑤法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの、<u>企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの</u>

または電気供給事業者である者もしくは電気供給 事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したもの。

なお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲 となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示 する情報を相手方に通知するものとします



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(6/9)

約款での記載

【約款】附則(2020年6月30日)

【約款】

<変更前>

- 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出 (略)
 - 1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

- = 契約単価^{※1} × 契約容量 -経過措置控除額
- ー第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※3

(略)

※1:契約単価:メインオークションと調達オークションの

約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は

切り捨てして算定したもの

※2: (略)※3: (略)

【約款】

<変更後>

- 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出 (略)
 - 1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

- = 契約単価^{※1} × 契約容量 -経過措置控除額
- ー第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※3}

(略)

※1:メインオークションと調達オークションの個々の電源の

約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は

切り捨てして算定したもの

※2: (略)※3: (略)



2. 「2022年度オークションに向けた検討」の反映箇所 (2)経過措置の扱い(6/9)

約款での記載

【約款】附則(2020年6月30日)

【約款】

<変更前>

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナル ティ

(略)

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ (略)
 - ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合 (略)
 - ※1: (略)
 - ※2:メインオークションと調達オークションの約

定価格を落札容量により加重平均し、円未満

の端数は切り捨てして算定したもの

※3: (略)※4: (略)

【約款】

<変更後>

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナル ティ

(略)

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ (略)
 - ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合 (略)
 - ※1: (略)
 - ※2:メインオークションと調達オークションの

個々の電源の約定価格を落札容量により加重 平均し、円未満の端数は切り捨てして算定し

たもの

※3: (略)※4: (略)



約款での記載

【約款】別紙 ベースラインの算定方法

【約款】

<変更前>

【約款】

<変更後>

1. 需要抑制 (DR) の場合 (略)

④新設



1. 需要抑制 (DR) の場合 (略)

④第17条③(1)に示す発動指令の5時間前~2時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4of5(当日調整なし)でベースラインを算定する。

